

池田家 使用規程

第1条（目的）

この規程は、七尾市長 武元 文平と七尾市文化協会会長 武元 文平と締結した池田家管理委託契約を履行するに当たり、七尾市文化協会会則第31条に規定する事業を行うため、使用に関する必要な事項を定める。

第2条（使用申し込み及び申請）

池田家を使用する者は、池田家使用申請書（様式第1号）を七尾市文化協会（以下、「文化協会」という）に提出しなければならない。ただし、文化協会が特別な理由があると認めたときはこの限りではない。

第3条 池田家使用の申し込み受付期間は、使用日の属する月の6ヶ月前から5日前の間とする。

第4条（開館時間）

池田家の使用できる時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。利用時間は、準備・後片付けの時間を含めるものとする。

第5条 文化協会は使用の許可にあたっては、管理上必要な条件を付すことができる。

第6条（使用料の納入）

池田家を使用する者が、第5条による使用に許可を受けたときは、別に定めた「使用料金表」により使用料を納入しなければならない。

第7条（使用許可の取消及び中止）

文化協会は、使用者が次の各号に挙げる事業に該当すると認めたときは、その使用を取り消し又は中止を命じることができる。

- （1）使用許可の条件に違反したとき
- （2）使用の権利を他人に譲渡又は転貸したとき
- （3）池田家の管理上、又は公益確保のため使用があると認められるとき

第8条（使用申請の取消及び変更）

使用を取り消す場合及び変更する場合は、前以て連絡すること

第9条（使用者の遵守事項）

池田家の使用許可を受けた者は、次の挙げる事項を遵守しなければならない。

- （1）施設・設備及び器具などの使用及び室内での特別な装飾・設備を使用するときは、すべて文化協会の指示を受けること
- （2）使用終了時には、使用者の責任においてその箇所の清掃・整頓を行い、原形に復すること、また、火元点検・消灯を確実に行うこと
- （3）火災・盗難その他災害防止に万全を期すること
- （4）使用後は原則として管理人の点検を受けること

第10条 使用者は、池田家の施設・設備・器具等を破損したときは、文化協会に届け出、使用者の不可抗力によるものを除き、損害賠償をしなければならない。

第11条 池田家の休業日は次のとおりとする。ただし、文化協会が特別の理由があると認めたときは休業日を変更し、又は臨時に休業日とすることができる。

- （1）毎週日曜日、月曜日
- （2）国の祝日・及び市制記念日
- （3）8月14日・15日・16日 及び 12月29日・30日・31日・1月1日・2日・3日

第12条（委任）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則1 この規程は、平成17年4月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則2 この規程は、平成18年12月26日から改正する。

（別 表）

使用料金表

施設	本館	離れ	別館
1時間あたりの利用料金	200円	200円	200円